

障害者職業生活相談員の省令要件・特例要件（資格認定講習の受講以外）

国及び地方公共団体における障害者職業生活相談員の選任については、令和元年6月14日に公布された障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）により改正された障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第79条第1項において「厚生労働大臣が行う講習（以下この条において「資格認定講習」という。）を修了したもののその他厚生労働省令で定める資格を有するもの」から選任することと規定され、また、当該厚生労働省令で定める資格は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年9月5日厚生労働省令第42号。以下「改正省令」という。）により改正された障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「施行規則」という。）第39条に規定されている。さらに、改正省令附則第3条により、令和2年度末までの経過措置として、上記の資格のほか、一定の要件に該当する者については、障害者職業生活相談員の要件を満たすこととなる。

上記の各要件に係る詳細については法及び施行規則に規定されているとおりであるが、それぞれ下記を参照すること。

○ 厚生労働省令で定める資格（省令要件）

厚生労働省令で定める資格を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ① 職業能力開発総合大学校の指導員訓練を修了した者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が定める者（※1）
- ② ・大学若しくは高等専門学校を卒業した者 又は
・職業能力開発総合大学校の指導員訓練（長期養成課程の指導員養成訓練に限る。）、特定専門課程若しくは特定応用課程の高度職業訓練、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校の専門課程の高度職業訓練若しくは職業能力開発大学校の応用課程の高度職業訓練を修了した者若しくはこれらに準ずる者として厚生労働大臣が定める者（※2）
で、その後1年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの
- ③ 高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後2年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの
- ④ ①～③に掲げる者以外の者で、3年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの
- ⑤ ①～④に掲げる者に準ずる者（※3）

- ※1 職業能力開発促進法による職業訓練大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものに限る。）を修了した者等
- ※2 職業訓練法の一部を改正する法律昭和60年法律第56号による改正前の職業訓練法による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程の指導員訓練を修了した者等
- ※3 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する職場適応援助者養成研修、大臣指定の研修機関が実施する職場適応援助者養成研修、国の機関の職員に対する職場適応支援者養成研修を修了した者

○ 令和2年度末までの特例要件

令和2年度末までの経過措置として、上記の資格のほか、次の要件に該当する者については、障害者職業生活相談員の要件を満たすこととする。

- ① 大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後2年以上、雇用管理その他の労務に関する事項（以下「労務に関する事項」という。）についての実務に従事した経験を有するもの
- ② 高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後3年以上、労務に関する事項についての実務に従事した経験を有するもの
- ③ ①②に掲げる者以外の者で、4年以上、労務に関する事項についての実務に従事した経験を有するもの